

社会福祉法人 和順福社会
役員・役員等・その他の役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和順福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは、評議員をいい、その他の役員とは、評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称に関らず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の職務遂行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員、役員等、及びその他の役員に対しての報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び役員等、その他の役員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人和順福社会役員旅費規程に基づき支給する。ただし、施設の職員を兼務する役員には支給しない。

(費用の支給)

第5条 役員及び役員等、その他の役員に対する費用は、理事会又は評議員会、評議員選任・解任委員会、監事監査への出席等法人・施設運営のための職務を行った都度支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則)

第8条 この規程は、平成30年 7月 1日から（施行）適用する。

（平成30年 6月21日評議員会決議）